

重春地区・野村地区・芳田地区新小学校開校準備委員会傍聴要領の改正について

改 正 後	改 正 前
重春地区・野村地区・芳田地区<u>小学校統合</u>準備委員会傍聴要領 (趣旨) 1 この要領は、重春地区・野村地区・芳田地区<u>小学校統合</u>準備委員会（以下「準備委員会」という。）の傍聴に関する必要な事項について定めるものとする。 (傍聴の手続) 2 準備委員会の会議を傍聴しようとする者は、<u>受付において係員から傍聴証の交付を受け、</u>その係員の指示により傍聴席につかなければならない。ただし、傍聴席が満員となったときその他委員長が必要と認めるときは、傍聴を制限することができる。 3・4・5・6 (略)	重春地区・野村地区・芳田地区<u>新小学校開校</u>準備委員会傍聴要領（案） (趣旨) 1 この要領は、重春地区・野村地区・芳田地区<u>新小学校開校</u>準備委員会（以下「準備委員会」という。）の傍聴に関する必要な事項について定めるものとする。 (傍聴の手続) 2 準備委員会の会議を傍聴しようとする者は、<u>自己の住所及び氏名を傍聴人受付簿に記入し、</u>係員の指示により傍聴席につかなければならない。ただし、傍聴席が満員となったときその他委員長が必要と認めるときは、傍聴を制限することができる。 3・4・5・6 (略)